

## 処理水の海洋放出に関する損害賠償請求説明会・個別相談会開催要領

### 1 目的

東京電力福島第一原子力発電所の多種核除去設備処理水（以下、処理水という）の海洋放出が令和5年8月から開始されたことに伴い、一部の国・地域が日本からの水産物の輸入禁止を措置したことで県内の水産業関係や輸出関係の事業者等に影響が出ている。

このため、県では、処理水の放出で影響を受けている県内の事業者や関係者に損害賠償について広く周知するため、説明会を開催する。

また、実際に賠償が受けられるか、不安を感じる事業者や損害賠償について不満を感じる事業者の声もあることから、仙台弁護士会と連携して、個別相談会を開催し、事業者を支援する。

### 2 主催 宮城県

### 3 開催場所及び開催日時

開催場所	開催日	開催会場	開催時間
石巻合同庁舎 (石巻市あゆみ野 5-7)	7月23日(火) 申込期限：7月16日(火)	庁舎1階 大会議室	13:30
気仙沼合同庁舎 (気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6)	8月8日(木) 申込期限：7月30日(火)	庁舎1階 大会議室	~ 16:00
仙台合同庁舎 (仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17)	8月23日(金) 申込期限：8月15日(木)	庁舎10階 1001・1002 会議室	(13:00 より 受付開始)

### 4 対象者 県内在住の事業者、関係者等及び市町村や関係機関の職員

### 5 内容

#### (1) 損害賠償請求説明会（13時30分～14時00分）

損害賠償の概要、賠償請求の手続き、相談窓口等を説明するもの（対応：東京電力）

#### (2) 個別相談会（14時00分～16時00分）

事業者等及び関係者に対する個別相談（対応：仙台弁護士会・東京電力）

- ※ 仙台弁護士会所属弁護士及び東京電力担当者による相談ブースをそれぞれ設置し、相談内容に応じて各ブースで相談に対応するもの。
- ※ ブース毎に相談員2名を配置し、1組30分～60分、6～8組の相談に対応。
- ※ 事前申込み制とし、受付の際に相談概要を聞き取り、事前に担当弁護士や東京電力担当者に情報提供し、どの相談ブースで対応するか調整する。
- ※ 民間損害賠償の対応等を行う市町村職員の相談にも応じるが、希望者多数の場合は事業者の相談を優先する、
- ※ 申込期限までに相談の申込みがない場合は開催しない。

### 6 申込み方法

会場ごとに申込期限まで電話、ファクシミリ、メールで原子力安全対策課あてに申込み。

### 7 申込み・問合せ先

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当：小野寺・大鷲

住所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話：022-211-2340 / FAX：022-211-2695

メール：[gentaij@pref.miyagi.lg.jp](mailto:gentaij@pref.miyagi.lg.jp)